

令和元年度 第7回臨時総会 議事録

開催日時	令和元年12月5日（木） 午後4時30分～午後5時00分
開催場所	たかじょう庁舎 6階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中山忠明 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上16名
欠席委員	廣井千里 中島正根 山本和正 以上3名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上5名
議 題	議案第1号 農地利用最適化推進委員の募集について 議案第2号 令和2年農作業別標準賃金（案）について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後4時30分)
議事録署名委員	議長が、池澤誠委員、竹内義昭委員を指名する。
議 事 議 長 堀内係長	それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第1号 農地利用最適化推進委員の募集について」、事務局より説明願います。 「議案第1号 農地利用最適化推進委員の募集について」、事務局よりご説明いたします。 令和2年7月19日をもって現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が任期満了を迎えることから、次期委員の募集を行う必要があります。 農業委員の募集については、市長選任のため高知市農林水産部が所管することとなりますが、推進委員は農業委員会の委嘱であるため、農業委員会で募集手続きを進めていくこととなります。 推進委員の募集人数は、前回同様、市内26地区で32人となっており、変更はありません。 地区ごとの募集人数は裏面別表をご覧ください。 任期については、新たな推進委員の委嘱を改選後の農業委員会で決定しなければならないため、新農業委員の任期が始まる令和2年7月20日以降で、農業委員会が委嘱した日から令和5年7月19日までの約3年間となります。 報酬は現行と同額で、月額40,100円となります。 募集期間は、令和2年2月3日(月)から3月6日(金)までとし、農業委員の募集と同時に進行予定です。 備考として記載してありますとおり、同時募集を行うにあたって、同一人が両方の委員に推薦・応募できることから、農業委員選任の所管部署であります高知市農林水産部と、事務局が調整しながら手続きを進めていきたいと考えており、調整結果につきましては、臨時総会等で随時皆様に報告させていただきますので、ご承認よろしく願います。 ・ 以上の内容でご承認いただけた場合は、2枚目のスケジュールの中ほどにあります

堀内係長	ように、募集要項等を作成したうえで、来年1月にはJAを始めとする農業関係団体等に推薦・応募のお知らせと協力の依頼を行う予定です。 その後、2月3日（月）から3月6日（金）まで募集を行い、農業委員、推進委員それぞれの候補者選考委員会を開催し、農業委員は市議会6月定例会で同意を経たうえで市長が選任、推進委員は7月20日以降の臨時総会で委嘱の決定を行うこととなります。 資料として、未定稿ではありますが、推進委員の募集要項案と、周知のためのチラシ案を添付してありますので、後ほど参考にご覧ください。今後は、農林水産部が作成する農業委員の募集要項等と調整を図りながら、細部の確認と決定を行っていく予定です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第2号 令和2年農作業別標準賃金（案）について」、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、「議案第2号 令和2年農作業別標準賃金（案）について」、説明させていただきます。 農作業別標準賃金とは、個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として、地域の実態調査等を踏まえ、農業委員会で毎年設定をしています。 議案第2号と記載していますものを1枚めくっていただき、1ページ目、A3横の表をご覧ください。

長澤主任	表の上の列ごとにA・B・Cなどと記載しておりますが、まず左の方にありますAの列は、この秋に農地利用最適化推進委員に調査していただきました、令和元年の農作業賃金実態調査の集計結果です。各地区の推進委員の個別の調査結果はこの表に記載はしていませんが、令和元年度高知県最低賃金、1時間790円、1日6,320円を下回らないように補正したうえでの額となっております。 次にBの列は、JA高知市高須農作業受託組合が決定し、平成31年2月に公開となりました農作業賃金、Cの列は、南国市、南国市農業委員会、南国市内の農協、委託者代表、高知県中央東農業振興センターで構成される南国農業機械銀行推進協議会が決定し、平成31年2月に公開となりました、受委託料金の額です。 ここまでの、推進委員の実態調査の平均であるA、高須の金額であるB、南国の金額であるCを平均しましたDの金額と、高知市の今年の賃金であるEを比較しまして、高い方の額を、来年の賃金（案）として、二重枠で囲んだFの列に記載しています。なお、今年の金額から金額が上がる箇所を網掛けの表示にしています。 2ページ目以降は資料で、2ページは、高知県農業会議で取りまとめた水稻作一般の作業受託料金、3ページは同じく農業会議の取りまとめた、農業臨時雇賃金の各市町村ごとの額です。4ページは、平成17年以降の高知市の標準賃金の推移です。 最後に付けています、うぐいす色の1枚物は、本日決定いただきましたら、農業委員会事務局及びJA各窓口にて、配付いただきます賃金表の印刷見本です。標準賃金につきます説明は以上です。
議長	特に意見がなければ、うぐいす色の賃金表の案で印刷をするということでしょうか。
長澤主任	そうです。この色で印刷をしようと思っております。
西本委員	10%込みということですか。
長澤主任	そうです。すべて込みの金額になっております。
西本委員	どこかに「税込み」ということを書いておけばいいと思います。

長澤主任	賃金表の上の方に「税込み」と表示しております。
議 長	他にありませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、「議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。 農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回3件の適格者証明願が提出されています。 議案第3号と記載していますものの1ページから3ページをご覧ください。 まず、案件1は、被相続人が平成31年4月に亡くなられたことにより、相続人が春野町東諸木の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。この案件につきましては、当初の申請地の中に、被相続人の自作であった農地と、被相続人が第三者の個人又は法人に貸付けていた農地とがあり、被相続人が生前、納税猶予を受けていなかった人であったため、自作地であった農地のみ納税猶予の対象となる旨、税務署に事前に確認のうえ、先月開催の臨時総会にて、自作地の部分のみ議案書としてご提出し、承認をいただいております。その後、総会終了後に、税務署から、再度、法令等確認すると、貸付け地についても、納税猶予の対象となる旨の連絡がありましたため、貸付け地を含めて、今回改めて議案書としてご提出しております。参考資料としまし

長澤主任

て、左肩に「資料 1」と記載してお手元にお配りしていますものが、その根拠となる資料です。マーカーを引いております箇所「当該特定貸付者が当該農地又は採草放牧地について措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受けているかどうかは問わない」とございまして、当該特定貸付者、つまり、被相続人が貸付けを行っていた農地について相続人となった人が納税猶予を受ける際は、これは、市街化調整区域の農地のみが対象となりますが、被相続人が、措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項、つまり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けたうえで、特定貸付けを行っていたかどうかは問わない、つまり、被相続人が納税猶予の適用を受けていたか、受けていなかったかには関わりません、被相続人が納税猶予を受けていた、受けていなかったに関わらず、貸付けていた農地も納税猶予の対象となります、という内容となっております。それでは、議案書にお戻りいただきまして、2 ページから 3 ページの農地の一覧ですが、網掛けをしていないものは貸付け地で、今回初めて議案書に載せました農地です。網掛けをしていますものは自作地で、前回の議案書に入れておりました農地となっております。案件 1 につきましてのご説明は以上となりますが、改めて、5 番の雑種地以外である計 16 筆、9,550.00 m²の農地について、相続人が相続し、引き続き農業経営を行うため、適格者証明書を交付したいと思しますので、承認をお願いします。

それでは引き続き、これ以降の案件についてご説明いたします。

4 ページから 5 ページをご覧ください。

案件 2 は、被相続人が平成 31 年 2 月に亡くなられたことにより、相続人が中央地区の 1 筆、117.00 m²の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。この農地には倉庫部分があり、その面積を除外しての申請となっております。

次に、6 ページから 7 ページをご覧ください。

案件 3 は、被相続人が令和元年 5 月に亡くなられたことにより、相続人が中央地区の 3 筆、計 935.00 m²の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち 3 番の土地には倉庫部分があり、その面積を除外しての申請となっております。

これら申請のありました農地につきまして、申請人又は申請人家族、地元の推進委員及び事務局とで現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。これらの案件について、申請人に適格者証明書を交付したいと思しますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、「議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、「議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、ご説明いたします。 相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から1件の照会がありました。 議案第4号と記載していますものの1ページをご覧ください。 案件1は、被相続人が平成11年12月に亡くなられたことにより、相続人が朝倉及び春野町の計29筆、10,636.37㎡の農地等を相続したものです。このうち、20, 21, 22, 24, 25, 27, 28 及び31番の農地につきましては、地積訂正や分合筆を行ったため、申告時から面積が変更となっています。 以上1件です。この案件につきまして、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地であることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の地番、作目など利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署へこの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	なければ、本日予定しておりました、議題及び報告事項はすべて終了しました。 他に委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	提案として事前審査会で審議していただきたいですが、農業公社が取り扱う賃借や売買に関して専属の職員が携わっております。農地法のことに関しては審議に諮らないといけませんが、市街化区域の農地の転用のように事務局長の決裁で済むようにすれば、審議が短くて済むと思いますので、公社の職員が取り扱う案件については、市街化区域の農地の転用のように事務局長決裁で済むように手続きを簡素化することができないか協議をしていただけたらと思います。そうすると、そうでない案件についての審議も十分に時間が取れると思いますが、できないでしょうか。

議 長	公社というのは、農地中間管理機構のことですか。
西本委員	そうです。専門の職員を置いて個々に対応していますよね。
議 長	公社も手続きを簡素化すると聞いております。詳しい内容については理解しておりませんので、確認をしておきます。
岩崎次長	公社の方は一部、簡素化がされて迅速化が図られる手続きに変わっております。西本委員がおっしゃったのは、農業委員会の決定の手続きをもう少し迅速化できないだろうかという提案だろうと思います。地方自治法で専決処分の規定がありまして、事務局長の専決処分ができるかどうか、現在は非農地証明や市街化区域内の農地の転用等については事務局長の専決処分処理をして、疑義があるものは農地総会等に提出して審議をするという手続きを執っておりますが、農地中間管理機構が取り扱っている案件がそういった処理ができるのか事務局の方で確認をしたいと思いますので、少し時間をいただければと思います。
西本委員	ありがとうございました。
議 長	他にございませんか。
岩崎次長	— 高知市農協青壮年部との意見交換会の開催についての案内 —
西本委員	J A高知市とJ A高知県春野地区を交えて意見交換会をしたらどうでしょうか。
岩崎次長	今回、J A高知市の農協青壮年部を対象とした理由は、これまでご指摘のあった形で高知市管内の新規就農者を対象とした意見交換会を2年にわたって行ってきましたが、出席者の多くがJ A高知春野（現在はJ A高知県）に関係する方ばかりで、J A高知市関係からの出席者は少なく、意見が聞けなかったことから、運営委員会での協議で今回はJ A高知市の農協青壮年部を対象に行ってみようということになったものです。J A高知県春野地区も加えてやるということになれば、調整もしていかな

岩崎次長	ければなりません。こちら農協青壮年部の組織を把握できていないところもありますが、ＪＡ高知県春野地区では、きゅうり部会を中心に毎年、新規就農者との意見交換会を行っており、これに地元の農業委員等も出席しております。
西本委員	ＪＡ高知市の青壮年部を対象ということは、農業委員についても春野の委員を除いた形で意見交換会を行いますか。春野の委員を交えてやるなら、ＪＡ高知県春野の新規就農者がいないのはどうかと思います。
長岡事務局長	先ほど次長の方から説明がありましたが、過去２回にわたって意見交換会をしてきましたが、その２回の出席者のほとんどが春野の新規就農者の方であり、同じようにやってしまうとまた春野の方ばかりになるので、今回は高知市の農協青壮年部の方と意見交換会をやろうという趣旨で計画しております。今年度はＪＡ高知市の青壮年部を対象に意見交換会をやろうと計画しておりますが、先ほどの西本委員の意見があるようでしたら、今後は春野の方も含めた形での意見交換会も検討して参りたいと思います。
西本委員	対象をＪＡ高知市の青壮年部に絞るということですね。
議 長	今までは高知市全体でやってきましたが、ＪＡ高知市の参加が少ないということでございます。ＪＡ高知市の場合の新規就農者については、親元就農という形態の就農が多いです。特に山本委員が「何とかしたい」とおっしゃっていましたが、今まで参加が少なかったＪＡ高知市については、親元就農についてどのような考えをしているのか意見を聞くことが、後継者を育てていくうえで農業委員会にとっても役に立つのではないかという思いで計画をしているところです。春野の方についても来ていただくように案内をしなければならないと思いますが、春野の委員にも相談しながらどのような形態を執ったらいいのか考えていきたいと思いますので、今回はＪＡ高知市の青壮年部を中心に意見交換会をやりたいと思います。 他にございませんか。
委 員	— 意見なし —

議 長	なければ、以上で、第7回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後5時00分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 1 月 7 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 池澤 誠

議事録署名委員 竹内 義昭

議事録作成者 廣 末 翔 太